



医療分野国際科学技術共同研究開発推進事業 国際科学技術協力プログラム（SATREPS）

Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development

SATREPS令和5年度公募について

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構（AMED）国際戦略推進部

本日の説明内容

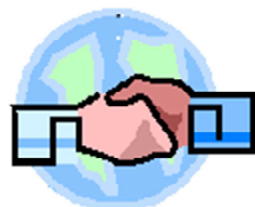
- プログラムの概要
- 令和5年度公募の概要
- 応募について
- 審査について
- 令和5年度公募における主な変更点

プログラムの概要

SATREPSとは



外交手段としての
科学技術



日本の科学技術を発展
させる手段としての
外交

連携の高度化・
相乗効果

日本の優れた科学技術とODAの連携による
地球規模の課題解決に向けた国際共同研究

SATREPSの研究分野



感染症

環境・エネルギー

研究領域「地球規模の環境課題の解決に資する研究」

環境・エネルギー

研究領域「カーボンニュートラルの実現に向けた資源・エネルギーの持続可能な利用に関する研究」

生物資源

防災

* 平成27年4月1日より感染症分野はAMEDに移管

SATREPSの目的

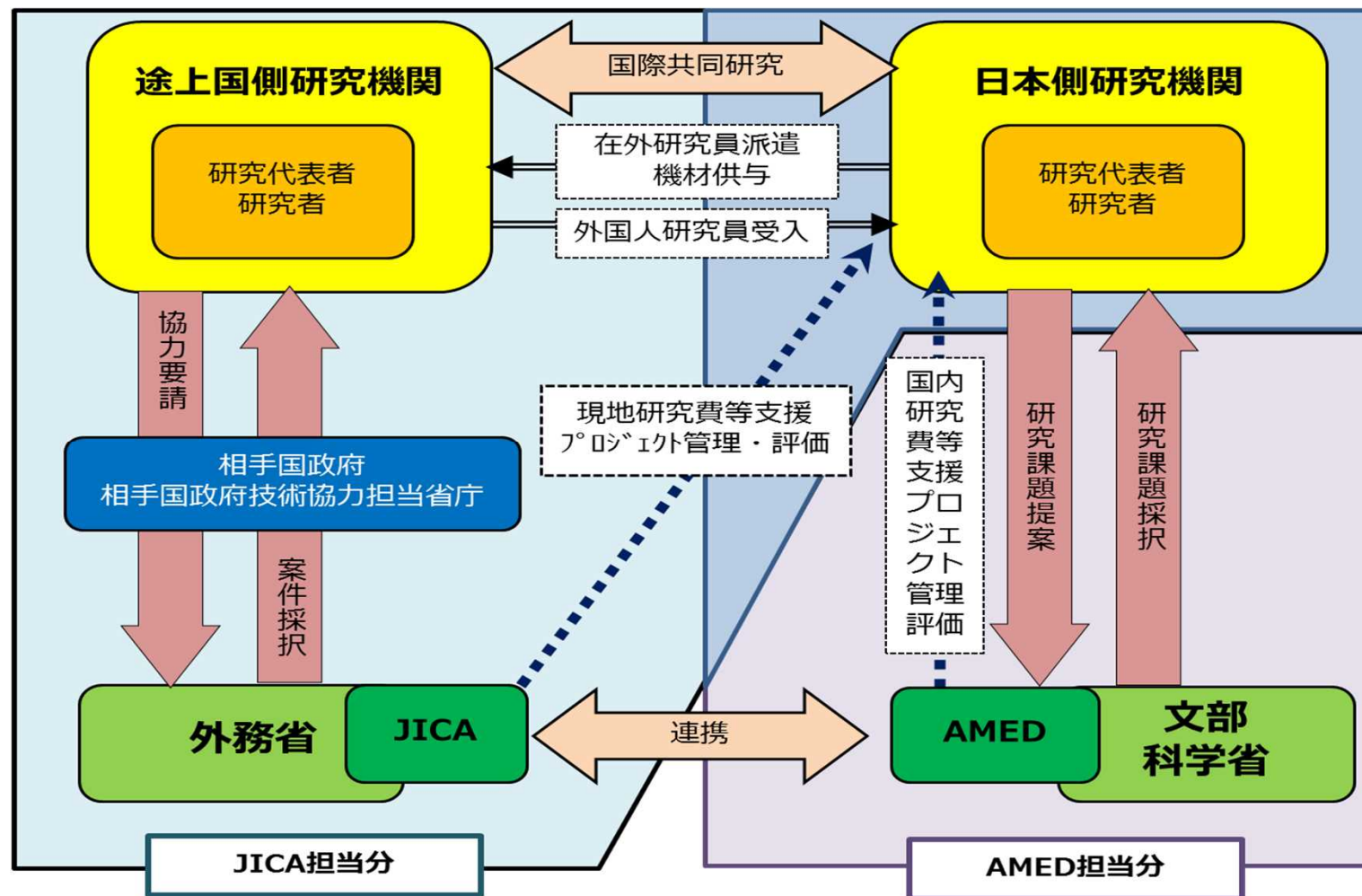
- 日本と開発途上国との**国際科学技術協力の強化**
- 地球規模課題解決のための**新たな技術の開発・応用**および**科学技術水準の向上**につながる新たな知見の獲得
- **キャパシティ・ディベロップメント**※



将来的な社会実装の構想が求められます

※ 国際共同研究を通じた開発途上国の自立的な研究開発能力の向上と課題解決に資する持続的活動体制の構築、また地球の未来を担う日本と途上国の人材育成とネットワークの形成

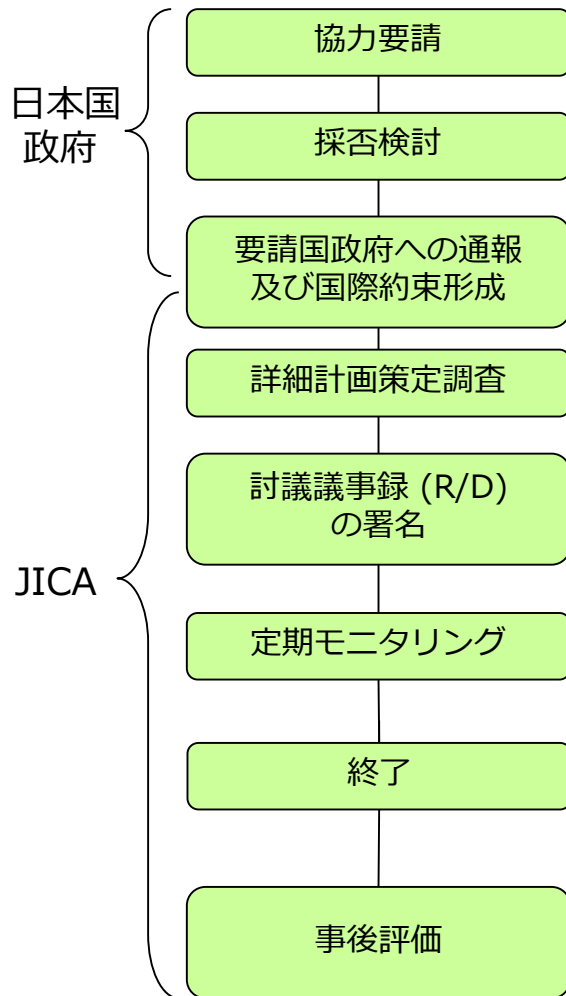
SATREPSの実施体制図



SATREPSプロジェクトの流れ

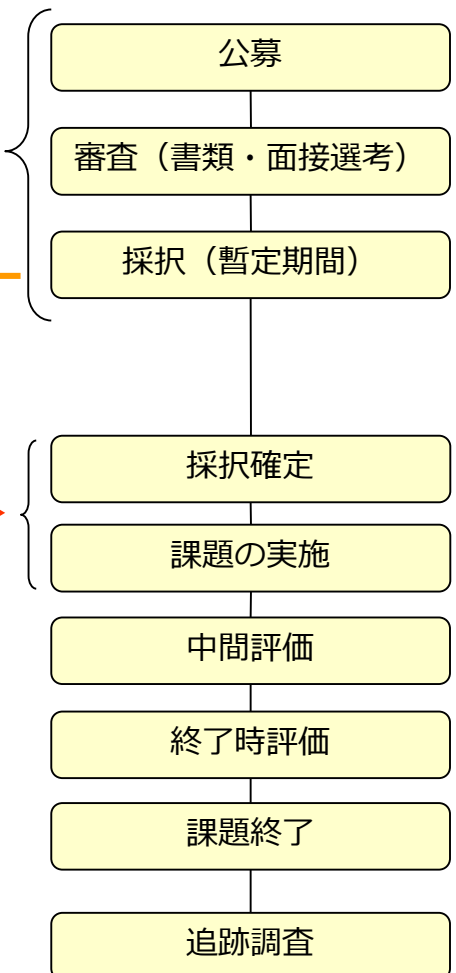


JICA 技術協力プロジェクトの枠組み



研究代表者はJICAの詳細計画策定調査に参加し、相手国政府及び相手国実施機関との計画について協議を行う。その結果、**R/D (Record of Discussions)**をJICAと相手国実施機関が署名する。また、これと平行し機関間での**合意文書 (MOU 等)**が署名される。

AMED競争的研究資金の枠組み



令和 5 年度公募の概要

令和5年度公募について



この公募は令和5年度予算に基づいて推進される課題を募るものですが、本プログラムはODAとの連携事業であり、相手国機関との調整にも時間を要することから、課題採択後の速やかな研究開始を可能とするために、予算成立に先だって募集を実施しております。

したがって、**予算成立の内容に応じて、研究領域の内容、委託研究費、採択件数等の変更が生じる場合や、追加資料の提出等をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。**

公募・選考に関する最新情報は、下記ホームページに掲載しますので、適宜、ご参照下さい。

https://www.amed.go.jp/koubo/20/01/2001B_00045.html

SATREPSの分野・期間・予算規模



分野 公募研究開発課題名	研究開発費の規模 (間接経費を含まず)	研究開発実施 予定期間	新規採択 課題 予定数
感染症分野 「開発途上国のニーズ を踏まえた感染症対策 研究」	1課題あたり 24,615万円／年 (最終年度： 15,384千円/年) (暫定期間： 5,000千円/年)	2024年から 3～最大5年間 (2023年度に、 研究準備のための 暫定期間※をおく)	0～3課題 程度

(注1) AMEDによる委託研究開発経費は、間接経費30%を計上した場合1課題あたりの額は以下になります。

32,000千円上限 / 年

(最終年度 20,000千円上限 / 年)

(暫定期間 6,500千円上限 / 年)

(注2) JICAによるODA技術協力経費は以下の通りです。

7,000万円程度/年 (間接経費有りの場合)

6,000万円程度/年 (間接経費無しの場合)

※暫定期間：研究代表者がJICA詳細計画策定調査に参加し、相手国政府および相手国実施機関との計画について協議を行い、その結果、R/D (Record of Discussion) にJICAと相手国実施機関が署名するなど、研究開始のための準備期間

公募から暫定研究開発期間開始までの スケジュール



応募受付

令和4年9月6日（火）～ 令和4年11月7日（月）
正午【厳守】※1

※1 締め切りを過ぎた場合には一切受理できませんので、十分余裕をもってe-Rad登録をお願いします。

書面審査※2

令和4年11月中旬～令和5年2月下旬

※2 必要に応じて追加書類を求めることがあります。

ヒアリング審査 ※3

令和5年3月20日（月）（予定）

※3 ヒアリングを実施する場合は、対象課題の研究開発代表者に対して、原則としてヒアリングの1週間前までに電子メールにて連絡します（ヒアリング対象外の場合には、この連絡はしませんので、採択可否の通知までお待ちください）。

審査結果通知

令和5年5月中旬（予定）

暫定期間 開始

令和5年6～7月

研究開発開始

令和6年4月

応募について

研究開発提案書について



- 研究提案書は、府省共通研究開発管理システム（e-rad）で提出ください。
 - ※ ポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp/>
 - ※ 研究者と所属研究機関の登録が必要です。
 - ※ **所属機関（e-Rad事務代表者）承認の上ご応募下さい。**

- 日本側の研究代表者の**所属機関の機関長からの承諾書**の提出が必要です。
 - ※ 所属機関長とは、理事長、学長等の組織全体の責任者、企業等の場合は研究実施期間中の支援と体制の確保に責任を持つ方を指します。部門長、学科長、センター長等のいわゆる下部組織の長ではありません。

必要な全様式の提出がなされていない場合、「要件未達」と判断し、以後の審査は行いません

研究開発提案書について



No.	必須/任意	必要な提案書類	備考
1	必須	様式 1	研究開発提案書
2	必須	別紙 1	Summary of Proposal、研究開発提案書要約
3	必須	別紙 2	研究開発の主なスケジュール
4	必須	別紙 3	実施体制について
5	必須	別紙 4	研究項目ごとの相手国研究機関との共同・分担等について
6	必須	別紙 5	成果目標シート
7	必須	別紙 6	機関長からの承諾書（公印省略可）
8	任意	別紙 7	企業などの構想（代表印省略可）
9	必須	別紙 8	提案に当たっての調整状況の確認
10	該当する場合は必須	ヒト全ゲノムシーケンス解析プロトコール様式	※ヒト全ゲノムシーケンス解析を実施する場合

* 感染症分野の提案書の雛形はAMEDの令和 5 年度公募様式を使用ください。

ODA要請書について



- 相手国政府より**技術協力プロジェクトの協力要請**の提出が必要です。
(協力要請の外務省（本省）到着締め切りは、日本側での研究提案の締め切りより早く、**日本時間令和4年10月28日（金）中**です。)

- ※ **締め切り日までの提出が選考の要件となります。**
- ※ 前年度に引き続き、外交的な配慮から一力国からの要請数を**最大12件**とし、上限を超える場合は先方政府が絞り込みを行うことになります。

協力要請の提出がなされていない場合、「要件未達」と判断し以後の審査は行いません

応募者（研究代表者）の要件

国内の研究機関* に所属している研究者、または、応募時に海外在住の研究者で、契約開始日もしくは令和5年6月1日のいずれか早い日において、日本国内の研究機関に所属して研究を実施する体制を取ることができる研究者で、当該国際共同研究の研究代表者としての責務を果たし、最初から最後まで国際共同研究に従事できることが研究代表者（応募者）の要件。

*「国内の研究機関」とは、日本国内の法人格を有する大学、国公立高等専門学校、独立行政法人、国公立試験研究機関、公益法人、企業等、及び法人化していない国立研究機関を指します。法人の場合、どの法人格であるかは問いませんが、研究実施能力については選考の際に問われます。

研究チームの要件

- ・ 国内の研究機関は、日本国内の法人格を有する大学、国公立立高等専門学校、独立行政法人、国公立試験研究機関、公益法人、企業等です。
- ・ 相手国研究機関は公共性のある活動を行っている大学・研究機関です。
(ただし軍事関係を除く。)
- ・ 日本国でも相手国でもない第3国の研究機関とは、本国際共同研究はできません。また、第3国の研究機関にのみ所属する研究者は、本国際共同研究の参加者になることはできません。

審査について

審査方法

公募要領「4.2.1 審査方法」

- 本事業における研究開発課題の採択に当たっては、AMEDの「研究開発課題評価に関する規則」に基づき、実施の必要性、目標や計画の妥当性を把握し、予算等の配分の意思決定を行うため、外部の有識者等の中からAMED理事長が指名する課題評価委員を評価者とする事前評価（審査）を実施します。課題評価委員会は、定められた評価項目について評価を行い、AMEDはこれをもとに採択課題を決定します。
- 外務省/JICAは主にODAの観点から提案書の確認を行い、ODA評価コメントを作成します。課題評価委員会は本情報を参考にし、評価を行います。ODA評価コメント作成の観点は、「1.1.7.3 ODA事業として求められること」をご確認ください。

審査項目と観点

公募要領「4.2.2 審査項目と観点」

- 事業趣旨等との整合性
- 科学的・技術的な意義及び優位性
- 計画の妥当性
- 実施体制
- 所要経費
- 社会実装の計画と実現可能性
- 相手国のニーズ、ODA方針への合致
- 継続的発展の見通し

ODA事業として求められること



公募要領「1.1.7.3 ODA事業として求められること」

- 研究協力は国別開発協力方針に合致し、取り扱うテーマの優先度/ニーズは相手国政府において高いか。
- 「研究を実施、その結果を元に社会実装を実施」という組み立てになっており、相手国側に対する人材育成及び組織能力向上が図られているか。
- 研究協力実施場所は安全・治安上問題が無いか。
- 相手国研究機関/担当省庁・関係諸機関は研究活動実施、及び研究成果の社会実装を担う機関として妥当であり、相手国側の理解を十分得られているか。
- 研究協力終了時に当初目標を達成する/研究協力終了3～5年後に達成すべき成果を生むために、研究活動内容、及びそのアプローチは適切・妥当であるか。
- 社会実装への計画が明確、かつフィージビリティが認められるか。

令和 5 年度公募における 主な変更点

令和 5 年度公募における主な変更点は、下記ホームページに掲載しますので、適宜、ご参照下さい。

https://www.amed.go.jp/koubo/20/01/2001B_00045.html

主な変更点（１）



医療行為・臨床研究について

（公募要領「1.1.7.4 相手国におけるSATREPS事業関係者による医療行為の扱い」）

- SATREPS事業における「医療行為の定義」について書きぶりを見直しました。
 - 今年度： SATREPS事業における医療行為は、日本及び相手国の法律に基づいて、医療資格保有者のみが行うことのできる行為等、専門的な医学的知識を要する行為を指します。例えば、リハビリテーションや侵襲を伴わない診察や検診、健診等も含まれます。他方、現地医療従事者に対して臨床以外で行う医療行為の指導・研修等は、医療行為に原則として含みません。
 - 前年度： SATREPS事業における医療行為は、日本及び相手国の法律上、医療資格保有者のみが行うことのできる行為とします。侵襲行為を伴うものに限らず、診断を伴う診察や検診・健診、リハビリテーション等も医療行為として捉えます。他方、現地医療従事者に対して臨床以外で行う医療行為の指導・研修等は、医療行為に原則として含みません。
- SATREPS事業において対象外となる「治験等」の書きぶりを見直しました。
 - 今年度： 企業或いは医師主導による治験だけでなく、未承認或いは未適応の医薬品等を使用した研究者による臨床研究（日本の臨床研究法で定める特定臨床研究に該当）も含みます。医薬品等とは、医薬品（体外診断用医薬品を除く）、医療機器、再生医療等製品。日本の臨床研究法については以下を参照ください。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000163417.html>
 - 前年度： 企業或いは医師主導による治験だけでなく、未承認の医薬品や医療機器を使用した研究者による臨床研究等も含みます。
- 応募前に必要なJICAとの事前コンサルテーションについて、書きぶりを見直しました。
 - 今年度： コンサルテーションを受けずに提出された提案は、採択後その医療行為の部分について実施が認められない場合があります。
 - 前年度： コンサルテーションを受けずに提出された提案（SATREPS事業関係者による医療行為を伴うもの）は実施の対象となりません。



医療行為に関連し、JICAとの事前コンサルテーションを希望される場合には、以下にご連絡ください。

窓口： gpgsd@jica.go.jp

件名： 「SATREPS医療行為に関する事前コンサルテーション」

主な変更点（2）



R/D・MOUの署名について（公募要領「1.1.5 プログラムの主な流れ」）
下線部分を追記しました。

- 条件付採択年度末（令和5年度末）までにR/D・MOUの署名がなされず、また近日中に署名がなされる見通しがない場合、R/D・MOU不成立とみなされ、研究課題の条件付採択決定後や暫定委託研究契約締結後であっても、国際共同研究が実施できなくなります。暫定委託研究契約に基づくAMEDからの委託研究開発費もその時点で執行できなくなることをあらかじめ承知おきください。
- もし署名の遅れの原因が国際情勢（クーデター等）など研究者及び研究機関の責任によるものではない場合、令和6年度の委託研究開発契約締結について一旦保留し、R/D・MOUの署名期間を令和7年2月末まで延長します。令和7年2月28日（金）までにR/D・MOUの署名がなされない場合、課題の採択を取り消すこととします。

主な変更点（3）



研究開発費の規模（公募要領「3.1 研究開発費の規模・研究開発期間・採択課題予定数等について」）

- 間接経費を含まない額で表示しました。
- 研究開発費額の記載を、「程度」から「上限」にしました。
- 研究開発実施予定期間に、「最大」を追記しました。
- 新規採択課題予定数を0～3課題程度にしました。
- 下線部分を追記しました（研究開発分担者であれば、複数課題参加可能）。

#	分野等、公募研究 開発課題	研究開発費の規模 (間接経費を含まず)	研究開発実施 予定期間	新規採択課題 予定数
1	感染症分野 「開発途上国の二一 ズを踏まえた感染症 対策研究」	1課題当たり年間 24,615千円 (最終年度 15,384千円/年) (暫定期間: 5,000千円/年)	2024年から 3～ <u>最大</u> 5年間 (2023年度に、研 究準備のための 暫定期間をおく)	0～3課題程度

(注) 間接経費30%を計上した場合1課題あたりの額は以下になります。

32,000千円上限 / 年

(最終年度 20,000千円上限 / 年)

(暫定期間 6,500千円上限 / 年)

(注) 既に研究開発代表者として本プログラムの現行課題に参画している場合は、研究開発代表者として本公募に応募できません。ただし、研究開発分担者の立場であれば複数の課題に参加可能です。その場合は、研究費の不合理な重複及び過度の集中に該当しないようにエフォートを適切に配分してください。

主な変更点（４）

SATREPS対象国（共同研究相手国）について （公募要領「別添１」）

令和4年度SATREPS対象国リストから以下を変更しました。

- パラオ、アンティグアバブーダが対象国・地域として追加しました。
- スーダン、ギニア、ブルキナファソ、ウクライナが対象外としました。

No.	地域	国名等	No.	地域	国名等	No.	地域	国名等
1		インド	35		アルジェリア民主人民共和国	79		アルゼンチン共和国
2		インドネシア共和国	36		アンゴラ共和国 *	80		アンティグア・バーブーダ
3		カンボジア王国 *	37		ウガンダ共和国 *	81		ウルグアイ東方共和国
4		スリランカ民主主義共和国	38		エジプト・アラブ共和国	82		エクアドル共和国
5		タイ王国	39		エスワティニ王国	83		エルサルバドル共和国
6		ネパール *	40		エリトリア共和国 *	84		ガイアナ共和国
7		バングラデシュ人民共和国	41		エリトリア *	85		キューバ共和国
8		バングラデシュ人民共和国 *	42		カーナ共和国	86		グアテマラ共和国
9		ボツワナ共和国 *	43		カーボベルデ共和国	87		グレンダ
10		フィリピン共和国	44		ガボン共和国	88		コスタリカ共和国
11		ブータン王国 *	45		カメルーン共和国	89		コロンビア共和国
12		ベトナム社会主義共和国	46		カンビア共和国 *	90		ジャマイカ
13		マレーシア	47		ギニアビサウ共和国 *	91		スリナム共和国
14		モルディブ共和国	48		ケニア共和国	92		セントクリストファー・ネイビス
15		モンゴル国	49		コートジボワール共和国	93		セントビンセント及びグレナダ連邦
16		ラオス人民民主共和国 *	50		コモロ連合 *	94	中南米	セントルシア
17	中東	トルコ共和国	51		コンゴ共和国	95		チリ共和国
18		パレスチナ	52		コンゴ民主共和国 *	96		ドミニカ国
19		ヨルダン	53		サントメ・プリンシペ民主共和国 *	97		ドミニカ共和国
20		アゼルバイジャン共和国	54		ザンビア共和国 *	98		トリニダード・トバゴ共和国
21		アルバニア共和国	55	アフリカ	シエラレオネ共和国 *	99		ニカラグア共和国
22		アルメニア共和国	56		シブチ共和国 *	100		ハイチ共和国 *
23		ウズベキスタン共和国	57		ジンバブエ共和国	101		パナマ共和国
24		カザフスタン共和国	58		セーシェル共和国	102		バハマ
25		キルギス共和国	59		赤道ギニア共和国	103		パラグアイ共和国
26		コンボ共和国	60		セネガル共和国 *	104		パルバドス
27		ジョージア	61		タンザニア連合共和国 *	105		ブラジル連邦共和国
28		セルビア共和国	62		チュニジア共和国	106		ペリース
29		タジキスタン共和国	63		トーゴ共和国 *	107		ペルー共和国
30		トルクメニスタン	64		ナイジェリア連邦共和国	108		ボリビア多民族国
31		ボスニア・ヘルツェゴビナ	65		ナミビア共和国	109		ホンジュラス共和国
32		北マケドニア共和国	66		ブルンジ共和国 *	110		メキシコ合衆国
33		モルドバ共和国	67		ベナン共和国 *	111		キリバス共和国 *
34		モンテネグロ	68		ボツワナ共和国	112		クック諸島
			69		マダガスカル共和国 *	113		ザンビア共和国
			70		マラウイ共和国 *	114		ソロモン諸島 *
			71		南アフリカ共和国	115		ツバシ *
			72		モザンビーク共和国 *	116	大洋州	トンガ王国
			73		モーリシャス共和国	117		ナウル共和国
			74		モーリタニア・イスラム共和国 *	118		ニウエ
			75		モロッコ王国	119		バヌアツ共和国
			76		リベリア共和国 *	120		バブアニューギニア共和国
			77		ルワンダ共和国 *	121		パラオ共和国
			78		レソト王国 *	122		フィジー共和国
						123		マーシャル諸島共和国
						124		ミクロネシア連邦

*：後開発途上国（LDC: Least Developed Country）

注：①情勢により対象国は変更されることがあります。

②活動地域における治安状況や情勢によって、渡航及び研究実施が制限されることが見込まれる提案については、選考で考慮されることがあります。

③JICA拠点が存在しない国を対象とする場合、JICAから十分な支援が得られないことがあります。

④今年度は、外交的な配慮から一カ国からの要請数を最大12件とし、上限を超える場合は先方政府が絞り込みを行うこととなります。

主な変更点（５）



第三国との共同研究について（公募要領「2.1応募資格者」）
以下を追記しました（制度の変更なし、記載箇所追加）。

- 日本側の研究参加者は、日本国内の研究機関に所属していることが要件です。日本国でも相手国でもない第三国の機関とは共同研究はできません。また、第三国の機関にのみ所属する研究者は共同研究の参加者にはなれません。第三国に所在する研究機関に所属する研究者が参加する場合には、研究参画機関（研究代表機関を含む）での身分（客員研究員等）を有し、その所属機関の管轄下である事が必須です。

主な変更点（6）



審査方法について（公募要領「4.2.1 審査方法」）
以下を追記しました。

- JICA/外務省は主にODAの観点から提案書の確認を行い、ODA評価コメントを作成します。課題評価委員会は本情報を参考にし、評価を行います。ODA評価コメント作成の観点は、「1.1.7.3 ODA事業として求められること」をご確認ください。
- 応募があった研究提案書類、書類審査結果や面接選考結果をAMEDから文部科学省/外務省/JICAに提供するため、採択までに時間を要することをあらかじめご了承ください。

主な変更点（７）



ODA事業として求められること（公募要領「1.1.7.3 ODA事業として求められること」）
下線部分を追記しました。

- 研究協力は国別開発協力方針に合致し、取り扱うテーマの優先度/ニーズは相手国政府において高いか。
 - ※ 国別開発協力方針は、外務省HPを参照のこと
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/seisaku/index.html>
 - ※ JICAにおいても、「JICAグローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）」を策定し、各セクターで取り組み課題を以下HPの通り示している。以下HPの該当するセクターを参照し、研究計画に反映のこと。
<https://www.jica.go.jp/activities/index.html>
- 社会実装への計画が明確、かつフィージビリティが認められるか。
 - ※ 過去のSATREPS案件において、どのような社会実装を行ったのか、その成功要因は何だったのか等、をまとめた事例集をJICA HPの「社会実装の考え方」に掲示している。事例集とセミナー動画を参照し、社会実装計画を必ず含めた研究計画策定となること。
<https://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/faq/index.html>

主な変更点（８）



環境社会配慮について（公募要領「1.1.7.9 環境社会配慮について」）
環境社会配慮について追記しました。主な内容は以下の通りです。

- ODA事業においては、相手国政府(地方政府を含む)が定めている環境社会配慮に関する法令・基準及びJICA環境社会配慮ガイドラインを遵守しなければなりません。相手国側の法律・規則等に沿って、できる限り相手国側と事前に協議するなど、研究事業を実施することによって環境や地域社会に与える影響が最小限なものとなるようご注意ください。
- 環境社会配慮における影響度の分類：JICAでは、SATREPSプロジェクト選定時に、その概要、規模、立地等を勘案して、SATREPSプロジェクト実施の際に想定される環境社会影響の程度に応じて4種類のカテゴリ分類を行います。
- 影響度の高いSATREPSプロジェクトにおける環境社会配慮にかかる手続き：カテゴリ A、カテゴリ Bに分類されたSATREPSプロジェクトは、仮採択後の詳細計画策定調査（R/Dを締結する為のプロセスの1つ）において、下記のフローチャートに示されております通り、「環境レビュー」を実施する事になっており、これを行わないとR/Dが締結できません。この「環境レビュー」に要する時間は、その国の環境社会配慮にかかる法律やこのプロジェクトがどのような環境社会配慮へ影響が有るのか等、個別の事情によって様々であります。場合によっては、この「環境レビュー」に時間を要し、期限内にR/Dが締結出来ない可能性もあります。更にプロジェクト開始後も「モニタリング」を実施する必要が有ります。

主な変更点（9）



その他：

- ヒト全ゲノムシーケンス解析を実施する場合で、ヒト全ゲノムシーケンス解析プロトコール様式の提出がない場合は、不受理とします。
- 委託研究開発契約は、原則として、採択決定通知日から90日以内（契約締結期限）に締結するものとします。契約締結期限までに必要書類の提出がない場合や、課題評価委員会、PS、PO等の意見を踏まえて採択決定時に付された条件が満たされていない場合等には、採択された研究開発課題であっても契約は締結できず、採択決定が取り消されることがありますので、十分ご留意ください。
- 本事業に関し、研究機関に対して不正行為・不正使用・不正受給（以下、これらをあわせて「不正行為等」という。）に係る告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘も含む。）があった場合（再委託先がある場合には、本事業に従事する再委託先の研究員その他の者について、本事業において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合を含む）は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、令和3年2月1日改正）、AMEDの「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に則り、速やかに当該予備調査を開始したことをAMEDに報告してください。

主な変更点（10）



研究開発提案書について

- 昨年度導入した国際レビューアを、今年度公募では導入しません。そのため、提案書における英語記載様式および「安全保障貿易管理に係るチェックシート」の提出が不要となりました。

公募要領「5.1.3 提案書類の様式及び作成上の注意」

- 前年度に引き続き、提案書基本様式は和文です。
- 研究課題名（英語）ルール：
 - （ i ） 課題名にProject を含むこと（例：Climate Change Project・・・、The project for Climate Change・・・）
 - （ ii ） 課題名に「in国名」を入れないこと
 - （ iii ） 相手国からのODA技術協力プロジェクト名と同じ課題名にすること
- 新型コロナウイルス感染症の拡大等による相手国への渡航が困難な状況に応じた国際共同研究の推進方法、計画の記載

新型コロナウイルス感染症に 関連したQ&A

(Q1)

新型コロナウイルス感染症拡大等により、相手国への渡航及び相手国での研究実施の制限などの状況が選考結果に影響を与える可能性はありますか。

SATREPSでは相手国における治安等の影響や地域バランス等も考慮し、選考しております。治安等の影響と同様な位置づけで、新型コロナウイルス感染症の影響も選考で考慮する場合があります。しかし、現時点で今後の状況を見通すことはできないため、具体的判断時期、状況の基準（どのような状況になったらどのような判断をするかなど）について詳細をお伝えすることはできません。

(Q2)

新型コロナウイルス感染症を研究開発のテーマにすることは認められますか。また、新型コロナウイルス感染症研究はSATREPSの地球規模課題として歓迎されるポイントになりますか。

SATREPSで対象としている分野は、「開発途上国のニーズを踏まえた感染症対策研究」です。新型コロナ感染症は世界的規模で未だ拡大する地球規模課題であり、研究対象に含まれます。選考は、公募要領「4.2.2 審査項目と観点」に基づき、事業趣旨に沿って、従来通り実施されます。

(Q3)

新型コロナウイルス感染症拡大等により、相手国への渡航及び相手国での研究実施の制限が予想されます。コロナ禍における研究開発計画をどのように作成すればよいでしょうか。

相手国への渡航制限など、提案書を提出する時点での影響を踏まえて、実現可能性のある研究計画を立てて下さい。 渡航できない場合のコミュニケーションの取り方、共同研究のあり方もご提案ください。審査の観点の一つである、提案の実現可能性の一要素として考慮します。

(Q4)

R/D・MOUの締結期限は例年通り採択年度末までですか。

原則として、R/D・MOUの締結の期限は例年通り採択年度末までとします。

ご不明な点がございましたら、
以下にお問い合わせください。

amed-satreps@amed.go.jp